

2022年 5月23日

千教組闘争速報2号

総務

各支部長・専門部長 様

千葉県教職員組合 中央執行委員長 渡邊 郁哉

地公労人事課交渉スタート！県定年引上げ提案！

5月19日、千教組は、今年度最初の地公労交渉を行いました。人事課長から、2023年度から始まる「定年引き上げ」の提案ができました。主な内容をお伝えします（交渉の詳細は、後日発行）

○定年引上げの期間

- ・2023年度から2年に1度ずつ65歳まで段階的に引き上げる。

○定年前再任用短時間勤務制の導入

- ・60歳に達した日以後に退職した人は、選考により、短時間勤務の職に採用できる。

○暫定再任用制度の措置（以下、主な該当者）

- ・2024年4月1日前に定年退職した人
- ・再任用をされたことがある人
- ・2024年4月1日以後に勤務延長された後退職した人
- ・再任用短時間勤務の勤務を満了して退職した人 等

内容は、国家公務員と同様です。
※職場討議資料
「定年延長に係る制度の見直し
について」をご覧ください。

○役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）

- ・管理監督職（管理職手当を支給される職員 ※小中学校だと「校長・副校長・教頭」）勤務上限年齢に達した職員は、翌日からの4月1日までの間に、監督以外の職への降任又は転任する。

○情報提供・意思確認制度の導入

- ・60歳に達する前年度において、定年延長に関する必要な情報を提供し、勤務の意思を確認する。
※今年度は、条例、規則等の規程を整備した後、速やかに情報提供・意思確認を行いたい。

<定年を延長する一般教職員の給与等について>

○2024年4月1日からの給与月額100分の70

○諸手当

支給額	手当等の名称
①7割水準による 給料月額等に連動	教職調整額、地域手当、特地勤務手当等、へき地手当等、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末・勤勉手当
②7割水準の額	給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、
③55歳前と同額	初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、宿直手当

○退職手当 ・60歳に達した日以後、退職する職員の退職事由は定年退職として算定。

<定年前再任用短時間勤務・暫定再任用制度により採用された職員の給与等について>

- ・現行の再任用短時間勤務および再任用職委員と同様の取扱いとする。

<55歳を超える職員の標準勤務成績の1号給昇給措置の廃止>

定年引上げ、再任用、ベテラン層に関する主な要求内容

○給与・手当の改善（定年延長・再任用） ○定年引上げの早急な情報提供

○55歳を超える職員の1号給昇給措置の廃止の撤回 ○ベテラン層の休暇制度充実 等

私たちの納得のいく制度となるよう、さらに強く要望していきます！